

令和3年度鹿児島県手話施策推進協議会での主な意見等

各団体要望事項	回答	所管課
1 県民等への普及啓発等		
① インクルージョン※支援に向けて学生を対象とした手話の普及を行ってほしい。 ※多様な人々が互いに個性を認め、一体感を持って働いている状態	○「手話でつながろう」パンフレット及びリーフレットを作成し、かごしま県民手話言語条例の普及啓発及び聴覚障害者への理解を深めるため、県内の学校へ配布しています。 ○新規採用消防職員や、新規採用警察官を対象に初任教育で手話の講義を行うとともに、各市町村教育委員会の担当者研修会等において手話言語条例の周知に努めているところです。	障害者支援室、消防保安課、警察学校、特別支援教育室
② 電話リレーサービスについて、特に子ども達が把握できるよう周知してほしい。	○「手話でつながろう」パンフレット及びリーフレットを作成し、電話リレーサービス等について県内の学校へ配布しており、今後も周知に努めます。 ○市町村手話通訳者担当者会議でろう者や学校等への周知を依頼しております。	障害者支援室
③ 病院では、手話通訳を拒否されることもあるので、障害の特性について理解を図るとともに、遠隔手話サービスの利用についても周知してほしい。	○遠隔手話通訳サービスは、R2.9から運用を開始し、これまで本サービスの周知や利用者向けの勉強会を開催しており、引き続き、本サービスの周知に努めます。 ○「手話でつながろう」パンフレット及びリーフレットを作成し、遠隔手話サービス等について県内の事業所等へ配布しており、今後も周知に努めます。 ○市町村手話通訳者担当者会議でろう者や事業所等への周知を依頼しております。	障害者支援室
④ 手話通訳者派遣事業について全ての市町村で実施してほしい。	○市町村手話通訳担当者会議において、派遣事業の実施等について協力依頼を行うとともに、全市町村に対し、要望内容について情報提供しています。	障害者支援室
⑤ 地域の学校で学ぶ良さもあるが、鹿児島聾学校の学力保障に関する強みを生かした学ぶ良さがあることを、今後も普及させてほしい。	○鹿児島聾学校の特色ある教育活動を紹介するとともに、交流及び共同学習の推進に努めます。	特別支援教育室
⑥ 県の手話動画を市町村のHPでも見れるようにしてほしい。	○各市町村がそれぞれのHPに県の動画のリンクを貼ることについては、特段の協議や手続等は不要であり、全市町村に対してその旨情報提供し、県HPの手話動画を自由にリンクいただくよう周知しています。	広報課、障害者支援室
⑦ 聴覚障害の学生が面接でコミュニケーション問題を理由に断られることがないよう聴覚障害に対する理解促進に努めてほしい。	○障害者雇用促進法第36条に基づき、国（厚生労働省）が定めた障害者差別禁止指針において、募集又は採用に関し、その条件を障害者に対してのみ不利なものとするは障害者に対する差別に該当するとして禁止されています（当該条件が当該企業において業務遂行上特に必要なものと認められる場合を除く。）。障害者雇用促進法の適切な運用については、鹿児島労働局等の関係機関と連携しながら、普及啓発に取り組んでいます。 ○県職員の採用試験では、受験者への合理的配慮の提供（プロジェクターを使用した説明や要約筆記、手話通訳、筆談等）を行っており、これまでに聴覚障害者の最終合格実績もあります。 ○県職員の「警察事務」区分採用試験では、受験者の希望に基づき、合理的配慮の提供（手話通訳、要約筆記、連絡手段の選択等）を行っており、これまでの聴覚障害者の最終合格実績もあります。	雇用労政課、人事委員会事務局総務課、警務課

各団体要望事項		回答	所管課
⑧	主催する行事・イベント等のチラシ等に情報保障（手話・要約を付けますなど）の記載漏れがないよう意識付けができるよう周知してほしい。	○「手話でつながろう」パンフレット及びリーフレットを作成し、聴覚障害への理解や配慮について周知しています。	障害者支援室
⑨	UDトークなどの声を文字に変換するアプリや電話リレーサービス等が使えることを周知してほしい。	○「手話でつながろう」パンフレット及びリーフレットを作成し、電話リレーサービス等について周知するとともに、全市町村に対し、要望内容について情報提供しています。	障害者支援室
2 手話を学ぶ機会の確保			
①	令和2年度の会議資料に関して、教職員向け手話学習会を開催するとの記載について、当学習会はPTA会費で行っており、県の取組として記載するなら学校のみで実施してほしい。	○鹿児島聾学校では、教職員による主体的な手話学習会が実施されていると聞いています。現在のところ予算化は難しいが、研修しやすい環境づくりに努めます。	特別支援教育室
3 手話を用いた情報発信等			
①	大学病院等で手話通訳者の設置が困難であれば、病院所有のタブレット端末を活用して手話通訳してほしい。	○県立病院において聴覚障害者が来院された際は、引き続き筆談で対応するとともに、必要に応じてボランティアや遠隔手話通訳サービス等の活用も検討します。 ○引き続き、遠隔手話通訳サービス利用の周知・広報に努めます。	県立病院課、障害者支援室
②	「地域の防災訓練の中に手話サークルを取り込んで活動できないか」引き続き検討してほしい。（県含む）	○県主催の避難所運営訓練での手話サークルの活動の場を検討します。	災害対策課
③	新型コロナワクチン接種にあたって、ろう者で予約できるよう配慮をお願いしたい。	○新型コロナワクチン接種に当たっては、障害特性に応じた合理的配慮が提供されるよう、実施主体の市町村にお願いしています。なお、聴覚や発話に困難のある方の電話予約については、電話リレーサービスを利用することができます。 ○全市町村に対し、改めて、R4.3.9付けで厚労省の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」周知しています。	新型コロナウイルス感染症感染防止対策課、障害者支援室
④	災害時の避難所で、聞こえる・聞こえないが見て確認できるよう「バンダナを作ってほしい」との意見について、引き続き、検討いただきたい。（県含む）	○県避難所管理運営マニュアルモデルにおいて、障害者には障害の特性などに応じた個別具体的な支援が求められることなどを示しています。避難所における要配慮者への対応については、様々な方法を検討します。	危機管理課
⑤	遠隔手話通訳サービスについて、新型コロナウイルス感染症及び災害時に限らず、交通事故などの必要な場面で使えるようにしてほしい。	○遠隔手話通訳サービスは、新型コロナウイルスに係る病院受診や災害対応のほか、市町村の手話通訳者派遣事業でも利用することもできます。（R3年度実績：5件）	障害者支援室

各団体要望事項		回答	所管課
⑥	新型コロナワクチン接種にあたって、電話予約ができず遅れるので配慮してほしい。	○新型コロナワクチン接種に当たっては、障害特性に応じた合理的配慮が提供されるよう、実施主体の市町村にお願いしています。なお、聴覚や発話に困難のある方の電話予約については、電話リレーサービスを利用することもできます。	新型コロナウィルス感染症対策室
⑦	新生児に対して、人工内耳に限らず「いろんな方法がある」ことの説明が受けられる場所がほしい。	○新生児聴覚検査で難聴と診断された児は、ろう学校（幼稚部）等の教育機関へつなぐよう関係機関へお願いしているほか、新生児聴覚検査から療育につなぐ導入支援については、医療、行政、教育、療育機関で年1回協議会を開催しています。	子ども家庭課、特別支援教育室
⑧	聴覚障害児に対する導入支援について、鹿児島聾学校や病院、行政が横の連携強化を図って情報交換してほしい。	○今後も鹿児島聾学校乳幼児教育相談の担当が、相談業務を通じて説明に努めるほか、聾学校乳幼児教育相談の担当業務が、他部局にも周知されるよう連携を図ります。	
⑨	病院で聴覚障害が判明後、必ず鹿児島聾学校を紹介してほしい。	○鹿児島聾学校乳幼児教育相談の担当業務が、他部局にも周知されるよう連携を図ります。	特別支援教育室
⑩	聴覚相談センターについて、引き続き、連携を強化して取り組んでほしい。	○聴覚相談センターの業務（巡回相談等）が充実するよう市町村及び他部局への理解啓発に努めます。	特別支援教育室
⑪	民間のテレビ番組に手話通訳を付けるよう働きかけてほしい。	○字幕対応の要望があったことについては、県内の放送局にお伝えしました。	広報課
⑫	病院と鹿児島聾学校の連携の問題は、学校の評価委員にも医者がいるので、さらに関係機関と協力して、早期発見、早期治療、早期言語指導に取り組んでほしい。	○鹿児島聾学校と医療機関等との連携が充実するよう、他部局への理解啓発を図ります。	特別支援教育室
4 手話通訳を行う人材の育成等			
①	障害者就業・生活支援センターに手話通訳を配置するとともに、受入職場で手話通訳ができる人材を育成してほしい。	○障害者就業・生活支援センターへの手話通訳を配置することは困難であるが、市町村手話通訳者派遣事業の活用や筆談などの対応により、合理的配慮に努めています。	雇用労政課
②	小・中・高等学校で手話科目を作してほしい。	○現在のところ、小・中・高等学校での手話科目は設定できないが、特別活動等で手話を活用した学習を実践している学校もあります。 ○私立学校については、その自主性を尊重することが基本であり、科目の設定も各学校の判断になっているところで、県では、要望の内容について情報提供します。	特別支援教育室、学事法制課、障害者支援室
③	離島の手話通訳者を養成してほしい。	○令和3年度から新たに離島オンライン手話通訳者養成講座を瀬戸内町で開催し、離島の手話通訳者養成に努めています。今後も計画的に養成します。	障害者支援室

各団体要望事項		回答	所管課
④	高齢や介護、長寿分野の事業者研修に聴覚障害に関する研修を行ってほしい。	○関係団体の研修内容や介護事業所からの要望を踏まえながら検討します。	介護保険室
5 学校における取組の推進			
①	職業能力開発校について、「必要に応じて」ではなく全てに手話通訳を付けてほしい。また、岡山県の職能校の事例を参考に確認してほしい。	○職業能力開発校の訓練生については、修了までの総訓練時間やカリキュラムが定まっており、手話の学習時間を設けることは困難です。 ○なお、聴覚障害のある訓練生に対する鹿児島障害者職業能力開発校の訓練指導においては、①教室での座席を最前列にする、②状況に応じて口話、板書、筆談で対応する、等を合理的配慮の努めています。	雇用労政課
②	大学ではインクルージョン支援の一環として、学生が手話を学び支援する取組事例があり、職業能力開発校でも手話通訳者の派遣が困難であれば、同様な取組を行ってほしい。		
6 観光旅行者への対応			
①	観光地について、タブレット端末を設置・貸出する方法より、一番は手話通訳を設置してほしい。	○観光施設や宿泊事業者のスタッフ等に対し、おもてなし研修会等を実施しており、障害や高齢に関わらず観光客等を受け入れる体制整備に努めています。 ○聴覚障害者に対する受入体制整備の手段のひとつとして手話通訳ができる人を設置する方法があることを紹介します。	観光課
②	知覧特攻平和会館などの観光地について、手話を付けてほしい。		
③	観光地での手話通訳を広めるように事務局から伝えてほしい。		
7 事業者等への支援			
①	「企業による障害者雇用促進事業」について、障害特性に合った配慮のあり方を把握するとともに、受入後の支援が出来るようにしてほしい。	○「企業による障害者雇用体験事業」については、事業実施主体である障害者就業・生活支援センターにおいて、受け入れる障害者への合理的配慮の提供について事前調整や実施中も随時調整しています。	雇用労政課